

緊急事態宣言の再発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

令和3年4月23日に発出された国の緊急事態宣言が発令されている期間中は、幼稚園、小中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を一層強化した上で教育活動を行います。

1 学校運営の基本方針

以下の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を一層強化した上で、学校運営を継続します。

- (1) 飛沫感染のリスクが比較的高い教育活動を中止します。
- (2) 緊急事態宣言期間中は人の流れを抑制するという趣旨から、小中学校では、感染症不安や登校自粛により家庭学習が可能な児童・生徒に対してオンラインを活用して学びを保障します。オンラインによる授業の中継、課題の提示・提出やオンライン朝の会の実施等を行い、児童・生徒の学びを保障します。
- (3) 幼稚園では、感染症不安や登園自粛により家庭で過ごす園児に対して教員が電話するなど幼児の心をケアします。また、園では、これまで以上に密を避けた少人数での活動とするとともに昼食時の感染症対策を徹底します。
- (4) 幼稚園、学校で感染することを防ぐため、家庭における感染防止の徹底を図るよう学校から各家庭にお願いします。また、幼児・児童・生徒及び教員など日常的に在園・在籍している人以外の来校を制限します。
- (5) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、幼児・児童・生徒の状況を的確に把握し、不安や悩みを抱えている場合は、教員による相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行います。

2 幼児・児童・生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の再確認
- ・ 毎朝の検温及び健康観察の徹底（体調不良の症状が見られる場合は無理せず休養）
- ・ 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を可能な限り1m以上確保）
- ・ 児童・生徒数が多く登校時の密を避けることが難しい学校では、時差登校の実施による3密の回避
- ・ 教室の換気については30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にしたり、2方向の窓を同時に開けて授業を行ったりすることを徹底

(2) 学習活動について

- ①緊急事態宣言が発令されている期間中は、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い以下の学習活動を中止

(例)

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・児童・生徒が対面で顔を寄せ合って行う観察や実験

②感染症不安を理由として学校を欠席する児童・生徒へのオンライン学習等の実施

- ・児童・生徒に配備されているタブレット端末等を活用して、小学校新1年生を除くすべての学年の児童・生徒に対してオンライン学習を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に対する不安から学校を欠席している児童・生徒に対し、タブレット端末を活用して週に1回程度のオンラインによる個別面談等の実施

(3)部活動について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、部活動の練習、部活動の大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施について中止

(4)学校行事について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事を中止
- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、修学旅行等の宿泊及び都県境をまたぐ移動を伴う行事を中止

(5)昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用するよう給食指導を徹底
- ・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしないよう指導を徹底
- ・休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導を徹底

(6)保護者会、学校公開等について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、期間内に予定している保護者会や学校公開等、幼児・児童・生徒及び教職員以外が来校する行事などを中止します。実施する場合は、来校を避けてオンラインでの開催とします。

※緊急事態宣言中に開催を予定されている離任式等は校内でのオンライン開催または学級ごとでの離任式とします。また、校医が実施する健康診断は、これまでと同じく感染症対策を講じた上で実施します。

3 家庭における感染症対策の依頼

(1)家庭における感染症予防策の徹底

これまでの感染者の感染経路において、家族内感染が最も多い状況から、家庭における感染を学校に持ち込まないため、家庭での感染予防の取組を一層徹底するよう改めて保護者に協力を要請します。

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の徹底
- ・毎朝の検温及び健康観察の徹底（家族等の同居者に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養するよう依頼）

- ・十分な換気
- ・手が触れる場所などの消毒
- ・タオルなどの共用の回避
- ・20時以降の不要不急の外出の回避
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避
- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などの徹底

(2)家庭から学校への連絡の徹底

- ・幼児・児童・生徒本人及び家族等の同居者が、PCR検査を受けた場合、濃厚接触者となった場合、感染が判明した場合の速やかな学校への連絡の徹底

4 教職員等の健康管理の徹底

(1)基本的な感染症予防策の徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際のマスク着用）の徹底
- ・毎朝の検温及び健康観察の徹底（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- ・委託事業者に対する健康管理の徹底

(2)昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスク着用
- ・大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話を回避
- ・休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話を回避

(3)家庭における感染症予防策の徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の徹底
- ・毎朝検温、健康観察の徹底（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- ・十分な換気
- ・手が触れる場所などの消毒
- ・タオルなどの共用の回避
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避
- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底

(4)勤務時間外における感染症予防策の徹底

- ・20時以降の不要不急の外出の回避
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ・大人数での会食等の自粛
- ・出勤時の可能な限りの混雑回避

現時点における判断であり、今後の感染状況の変化等に伴って、登校・登園の制限や教育活動の内容変更が必要な場合は、状況に応じて見直します。